

第10回 農業委員会定例総会 議事録

令和6年10月23日(水) 第一会議室 9:30～

○ 議題

議長	(岡山 会長) おはようございます。 本日の出席委員は9名中8名で定数に達しておりますので会は成立です。 ただいまから、令和6年第10回龍郷町農業委員会定例会を開催します。 これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお手元にお配りした通りです。
	《日程第1》
議長	(岡山 会長) 議事録署名委員の指名を行います。 本定例会の議事録署名委員は、会議規則第42条の規定によって、3番 重山末吉委員、及び4番 大江 強委員を指名いたします。
	《日程第2》
議長	(岡山 会長) 諸般の報告を行います。 諸般の報告については、活動記録簿の提出をもって報告とします。なお、特別に報告が必要な場合は、《日程第5》その他で発言をお願いいたします。
	《日程第3》
議長	(岡山 会長) 議案第38号「龍郷町農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題とします。 議案第38号1番について、事務局より議案の朗読及び説明をお願いいたします。
事務局	(満尾 次長) 議案第38号の議案書をご覧ください。 龍郷町農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、1議案1件です。 龍郷町長より農業委員会の意見を求める件です。

	<p>龍郷町農業振興地域整備計画の変更に係る意見について 令和6年10月23日提出</p>
事務局	<p>(満尾 次長) この除外の1件の申請につきましては農振の担当者であります農林水産課の森山課長補佐から説明のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>(岡山 会長) 農振の担当である龍郷町役場 農林水産課 森山課長補佐より議案の説明をお願いします。</p>
農林水産課	<p>(森山 課長補佐) 1番 変更区分「除外」変更しようとする土地の所在、「龍郷町芦徳字万田1706番1・1708番」、現況地目「畑」、筆数「2」、合計面積「3,552.79㎡」、変更前の用途区分「畑」、変更後の用途「倉庫・資材・車両置き場」、補助事業との関連「なし」 説明します。 申請者は、平成5年に公共工事の残土置き場として利用して以来、耕作地としては使用していない事と親族が経営する建設業の倉庫、資材、車両置き場として利用するものである。 申請地は、農用地域内に位置し、南側は公衆用道路（農道）に接し、北側及び南側・西側は農地である。現に利用権設定がされていないため、認定農業者等が目指す安定的農業経営や農用地の集団化がそこなわれているとは考えにくく今後も影響するものではないと考えられる。 このような要件から、周辺部農地への影響は少なく、除外はやむを得ないものと考えられます。 以上で、議案第38号1番の朗読並びに説明を終わります。</p>
議長	<p>(岡山 会長) ただ今の説明に関連して、芦徳地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
5番	<p>(福山 委員) 議案第38号1番について、令和6年10月16日〇〇氏立会いのもとに議案表示の土地について、現地調査をいたしましたので報告いたします。 変更について意見が求められている 赤尾木字番については、平成13年に指定を受けたのですが、指定後23年を経過した今日、立地条件、地域経済事情にも変動が見受けられます。 ご審議くださるようお願い申し上げ報告といたします。</p>

議 長	<p>(岡山 会長)</p> <p>次に、事前協議の内容及び結果について担当委員から説明をお願いします。</p>
8 番	<p>(岡山 委員)</p> <p>議案第 38 号 1 番について、令和 6 年 10 月 16 日、会長・事務局・協議担当者 7 番 恵島委員と岡山の 6 名により、協議したことについて、担当岡山が報告をいたします。</p> <p>申請者・申請面積・申請内容・信用性について、協議では、適当ではないかと思われます。再三、指導してきているが、ようやく申請に至っていることから、やむを得ないものとして判断。</p> <p>以上で報告といたします。</p>
議 長	<p>(岡山 会長)</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。</p> <p>ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>質疑なしと認めます。それでは採決します。</p> <p>議案第 38 号 1 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第 38 号 1 番は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>(岡山 会長)</p> <p>次の議案については、会長代理である 5 番 福山委員に議長代理として議長席に着座願います。</p>
9 番	<p>(岡山会長は、5 番 福山委員の席へ移動)</p>
議長代理	<p>(福山 委員)</p> <p>議案第 39 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。</p>
議長代理	<p>(福山 委員)</p> <p>議案第 39 号 1 番については、9 番 岡山委員が当事者となっており、議会への参与を制限すべきものと判断されますので、岡山委員は退室をお願いいたします。</p>

9 番	(岡山委員 退室)
議長代理	議案第 39 号 1 番について、事務局より議案の朗読及び説明をお願いいたします。
事務局	(満尾 次長) 議案第 39 号の議案書をご覧ください。 農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 議案 1 件です。 農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め る。 令和 6 年 10 月 23 日提出
事務局	(満尾 次長) 1 番 農地の所在、「龍郷町大勝字中袋 3196 番」、地目 登記簿・現況ともに「畑」、農振区分「農用地区域内」、面積「1,208 m ² 」、権利種別「無償移 転」、譲渡人「〇〇氏 龍郷町浦〇〇」、譲受人「〇〇氏 龍郷町大勝〇〇」。 説明します。 申請人は、農地拡大のために農地を取得しようとするもので、営農計画 書にはサトウキビを栽培し将来の年間販売計画は 30 万円程度の売上を計 画しています。 以上で、議案第 39 号 1 番の朗読並びに説明を終わります。
議長代理	(福山 委員) ただ今の説明に関連して、大勝地区担当委員から現地調査の結果並びに 補足説明をお願いします。
1 番	(飯田 委員) 議案第 39 号 1 番について、令和 6 年 10 月 16 日〇〇氏立会いのもとに 議案表示の土地について、現地調査ならびに関係人からの聴き取りをいた しましたので報告いたします。 譲受人〇〇氏は、譲渡人〇〇氏から農地拡大のため、農地法の権限に基 づく農地の所有権移転をしようとするものであります。 許可申請に必要な添付書類等については、議案に示されています。 ご審議くださるようお願い申し上げ報告といたします。
議長代理	(福山 委員) 次に、事前協議の内容及び結果について担当委員から説明をお願いしま す。
7 番	(恵島 委員) 議案第 39 号 1 番について、令和 6 年 10 月 16 日、会長・事務局・協議

	<p>担当者 8番 岡山委員と恵島の6名により、協議したことについて、担当恵島が報告をいたします。</p> <p>申請者・申請面積・申請内容・信用性について、現在も焼酎原料のサトウキビを栽培しており、問題ないと判断します。周辺農地との調整についても、申請書に記載のとおり調整を行うとのことですので、問題ないと判断します。以上で報告といたします。</p>
議長代理	<p>(福山 委員)</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。</p> <p>ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>質疑なしと認めます。それでは採決します。</p> <p>議案第 39 号 1 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第 39 号 1 番は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議長代理	<p>本件につきましては、審議がおわりましたので 9 番委員の入室を許可いたします。</p>
9 番	<p>(岡山 委員 入室)</p>
議長代理	<p>(福山 委員)</p> <p>これで議長代理の任を降ります。岡山会長は議長席へお座りください。</p>
5 番	<p>(福山委員は 5 番席へ移動)</p>
議長	<p>(岡山 会長)</p> <p>議案第 40 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。</p> <p>議案第 40 号 1 番について、事務局より議案の朗読及び説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(満尾 次長)</p> <p>議案第 40 号の議案書をご覧ください。</p> <p>農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について</p> <p>農地法第 4 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。</p>

	<p>令和6年10月23日提出</p> <p>当初は1議案2件でしたが2番について、取り下げ願いが提出されたことにより1議案1件となります。</p>
事務局	<p>(満尾 次長)</p> <p>1番 農地の所在、「龍郷町赤尾木字小平 1184 番 7」、地目 登記簿・現況ともに「畑」、農振区分「農用地区域内」面積「382 m²」、申請人「〇〇氏 滋賀県栗東市〇〇」</p> <p>説明します。</p> <p>申請者は、隣接する畑での作業のために機械室、道具室、ポンプ室倉庫、ビニールハウス、休憩室として利用するものである。</p> <p>申請地は、農用地区域内に位置し、南側は農道に接し、北側及び東側・西側は農地である。使用する面積として申請変更面積は過大とは言えなく、現に利用権設定がされていないため、認定農業者等が目指す安定的農業経営や農用地の集団化がそこなわれているとは考えにくく今後も影響するものではないと考えられる。</p> <p>このような要件から、周辺部農地への影響は少なく、変更はやむを得ないものと考えられます。この申請地においては令和5年11月総会にて、3条申請したところ、違反状態の解消の条件が出たことから今回、追認で許可を得ようとするものです。</p> <p>なお、この申請地は用途変更の申請もしており7月の総会にて意見を求めたところであります。</p> <p>以上で、議案第40号1番の朗読並びに説明を終わります。</p>
議長	<p>(岡山 会長)</p> <p>ただ今の説明に関連して、赤尾木地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
3番	<p>(重山 委員)</p> <p>議案第40号1番について、令和6年10月16日、代理人〇〇氏立ち合いのもとに聴き取りをいたしましたので報告いたします。</p> <p>申請人〇〇氏は、農業用施設建設のため、農地法の権限に基づく農地の転用をしようとするものであります。</p> <p>許可申請に必要な書類等については、議案に示されています。</p> <p>ご審議くださるようお願い申し上げ報告といたします。</p>
議長	<p>(岡山 会長)</p> <p>次に、事前協議の内容及び結果について担当委員から説明をお願いします。</p>

8 番	<p>(岡山 委員)</p> <p>議案第 40 号 1 番について、令和 6 年 10 月 16 日、会長・事務局・協議担当者 7 番 恵島委員と岡山の 6 名により、協議したことについて、担当岡山が報告をいたします。</p> <p>申請者・申請面積・申請内容・信用性について、協議では、適当でありやむを得ないと判断しました。以上で報告といたします。</p>
議 長	<p>(岡山 会長)</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。</p> <p>ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>質疑なしと認めます。それでは採決します。</p> <p>議案第 40 号 1 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第 40 号 1 番は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>(岡山 会長)</p> <p>議案第 41 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。</p> <p>本日配布しています総括表に記載されているとおり 2 件です。事務局より議案の朗読並び説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>(碓山 係長)</p> <p>議案第 41 号の議案書をご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画の決定について意見を求める。</p> <p>令和 6 年 10 月 23 日提出</p> <p>今月の利用権の設定は、使用貸借 2 件、3 筆、11,671 m²です。</p> <p>議案書及び利用権設定明細に、借り人、貸し人、地目等詳細を記載していますので、お目通しください。</p> <p>以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、議案第 41 号の朗読並びに説明を終わります。</p>

議 長	(岡山 会長) これより質疑に入ります。 ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。
4 番	(大江 委員) 賃借料はあるか。
3 番	(重山 委員) 使用貸借である。
議 長	(岡山 会長) 他に、質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。それでは採決します。 議案第 41 号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 挙手全員です。 したがって、議案第 41 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。
《日程第 4》	
議 長	(岡山 会長) 協議事項に入ります。協議すべきことはありませんか。 ・なし
《日程第 5》	
議 長	(岡山 会長) その他について何かございませんか。
事 務 局	(碓山 係長) ・誓約書について説明
議 長	(岡山 会長) 他に、ございませんか。 なければ以上でその他を終わります。
議 長	(岡山 会長) これで、本日の日程はすべて終了いたしました。 会議を閉じます。 令和 6 年第 10 回龍郷町農業委員会定例会を閉会します。 お疲れ様でした。

閉会 午前 10 時 03 分

